

令和5年2月21日

令和4年度区立小・中学校等定期監査結果に係る措置状況報告書

教育委員会

1 指摘事項

(1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
所 属 名	措 置 状 況
ア 旅費について (会計年度任用職員) 旅行命令代理入力依頼書の庶務事務システムへの入力漏れや入力の誤りにより、正しい支給がされていないものがあった。 (五本木小学校、田道小学校) イ 時間外勤務手当について (会計年度任用職員) 超過勤務命令代理入力依頼書の作成漏れ、作成内容の誤り、入力の誤りにより、正しい支給がされていないものがあった。 (駒場小学校、原町小学校、中根小学校、第七中学校)	会計年度任用職員の旅行命令及び超過勤務命令については、旧庶務事務システムにおいて会計年度任用職員本人に入力権限が付与されていなかったため、学校の場合、職員本人が代理入力依頼書を事務担当者に提出し、事務担当者がそれを任用担当課に送付、任用担当課職員が代理入力する形で処理していた。この流れの中で、入力に際して漏れや誤り等が生じてしまった。今回の指摘を受け、該当校及び任用担当課において追加支給などの必要な事務処理を行った。 令和4年9月には庶務事務システムが更改され、会計年度任用職員本人が自らに関する申請を直接入力することが可能となったが、適正に処理が行われるよう改めて学校職員に対し「服務・給与事務の手引」や「庶務事務システム操作マニュアル」等の内容を周知していく。

(2) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
<p>ア 原則2者以上から徴することになっている見積書を1者とする場合は、契約の内容に応じて契約確認票の該当欄に必要事項を入力することとなっているが、入力の誤りや未入力のものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(原町小学校、中根小学校)</p> <p>イ 予定価格5万円以上の契約で、2者から徴した見積書のうち不採用となった1者が要件に適合していないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(東山小学校、第一中学校)</p> <p>ウ 契約依頼書に添付されている仕様書について、金額を記載していたものや委託契約の履行の検査方法を記載していないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(第九中学校)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
教育政策課	<p>契約事務に係る事務職員へのサポートを日常的に実施しているが、新規・転入職員の増加等により、適切な事務処理方法の理解が徹底されていなかった。</p> <p>再発防止のため、事務職員会において指摘のあった事項だけでなく、契約事務の基本的事項について改めて周知を図るとともに、意見交換を行った。新規・転入職員には契約事務研修会等の機会を捉えて理解を促し、能力の向上に努めていく。</p>

(3) 現金の出納管理における事務処理が適正でなかったもの

指 摘 事 項	
<p>現金を保管する際は、出納の有無に関わらず毎月現金出納簿を作成する必要があるが、作成されていなかったものや、1年分の1枚のみしか作成されなかつたものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(東山小学校、ひがしやま幼稚園)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
学校運営課	<p>校・園長交際費に伴う現金保管については、各校・園に毎年度通知している「校・園長交際費の手引き」に基づき処理している。</p> <p>再発防止のため、「校・園長交際費の手引き」に、現金出納簿を毎月必ず作成する必要がある旨の記載を追加し、適正に事務処理が行われるよう注意喚起を図っていく。</p>

2 意見・要望事項

(1) 契約事務について

意 見 ・ 要 望	
<p>随意契約による契約は、目黒区契約事務規則（以下「規則」という。）第40条の規定により、原則として2者以上から見積書を徴することが要件となっている。ところが、指摘事項において述べたとおり、契約に向けて徴した2者の見積書のうち1者が要件に適合していないという事案があった。区立学校における契約の権限は、目黒区予算事務規則第4条の規定に基づき、内容や金額に応じて区立学校長に委任されており、当該事案は、これに該当するものである。当該事案については、教育活動のスケジュールの関係から、契約に向けた準備期間が確保できずに進めてきた中で生じたものとの説明が学校長からあった。しかし、当該事案において、法令に基づき定めた同規則の規定に基づく契約行為として、有効な見積書を2者以上徴することは、当然に行われるべきことである。</p> <p>契約等の事務処理を効率的かつ適正に進めていくためには、何がいつまでに必要か、ということについても、例えば、印刷物であれば、内部印刷により暫定的に最小限の対処を行った後に本格的なものを作成する、あるいは、印刷物の構成において定型的な部分を設けて簡素化していくなど、多様な工夫や改善等も考えられるのではないか。また、契約の目的を達成し得る事業者についても、日ごろより広く情報を集め、対応の実績の幅を広げていく計画的な取組が必要である。学校においては、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の状況等により、急な対応が必要となることも多く、また、ICTを活用した教育の急速な推進などもある。であるからこそ、日ごろからの事務の処理も、関係する職員が常に連携し、改善等に心がけなければならないことを強調しておきたい。</p> <p>なお、同規則をはじめ、目黒区会計事務規則等に基づく執行については、区所管部局において、契約等に係る最新の規定等や守るべき事項等について定期的に説明会や研修の機会を設けており、資料も用意している。教育委員会事務局においては、こうした資料や研修等を把握し活用できる機会を、実務を執行する学校の関係職員及び管理職がそれぞれの役割に応じて持てるよう、これまで以上に取り組んでいただきたい。</p>	
<p style="text-align: center;">(教育政策課、東山小学校、第一中学校、各小・中学校)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
教育政策課	教育委員会では、今回の指摘を重く受け止め、当該校における校長・副校長・事務職員に対し直接指導するとともに、定例校長会及び合同副校・園長会において情報共有を図った。併せて、事務職員会において、見積書を徴取するに当たっては、契約までの期間を十分に確保し余裕をもって見積依頼をすること、印刷業者を新たに開拓すること、基本的な契約事務を再確認するほか、関係法令等に則り契約関係書類を作成するなど適切な事務処理を行うことについて具体的な

	<p>手続きの確認と意見交換を行った。引き続き、教育委員会と学校との連携を密にし、二度とこうしたことが起きないよう意識改革を図り、再発防止に努めていく。</p> <p>なお、新規・転入教職員には契約事務研修会等の機会を捉えて理解を深めていく。</p>
--	---

(2) 服務・給与事務について

意見・要望	
<p>服務・給与事務については、おむね適正な事務処理がなされていたが、指摘事項で述べたように、事務処理ミスが複数校で見受けられた。</p> <p>学校・園においては、効果的な業務の遂行のため、教育委員会が任用した会計年度任用職員が配置されているが、職設置の目的に応じて多様な職務内容、勤務態様等になっている。また、「目黒区立学校（園）における働き方改革実行プログラム」（31年3月、教育委員会策定。以下「働き方改革実行プログラム」という。）に基づき、学校を支える人員体制の確保の取組として、新たに設置された会計年度任用職員もある。このように、多様な職員が力を出し合って学校を支えているが、各職員における服務や給与の事務処理上の相違点等にも留意が必要な側面もある。</p> <p>服務や給与に係る事務処理については、職員本人が理解を深めて適正に申請等がなされることと、それらをとりまとめ承認する管理者等において確認等が適切に行われる事が大切である。そのため、教育委員会事務局関係所管課においてもマニュアル等の発出をしているところである。各学校・園においては、こうしたマニュアルの活用に努めて欲しい。また、事務処理ミスが生じやすい諸点について、申請等を行う側と承認等を行う側の理解がそれぞれ深まるように、ポイントを絞った理解促進の方法に関して工夫を積み重ねるよう、教育委員会事務局においても努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園）</p>	
所属名	措置状況
教育政策課	区費職員については、庶務事務システムが令和4年9月に更改されたところだが、新システムの操作方法等については、更なる習熟が必要である。学校職員に対し、改めて「服務・給与事務の手引」や「庶務事務システム操作マニュアル」等の活用及び確認を促すとともに、個別の職やケースに応じた事務処理方法等について、時宜を得た案内を行うよう努める。
教育指導課	都費教職員については、令和3年度から出退勤管理システムを導入し、勤怠管理業務を電子的に行うことでの事務処理ミスの低減を図っているが、未だにシステムの理解が不十分な

	教職員もいる状況である。今後、重要なポイントのほか、区費職員との取扱いの違いも明確にしながら、わかりやすい周知に努める。
--	--

(3) 危機管理及び安全管理について

意見・要望	
<p>学校・園では、大地震発生を想定してまとめられた「学校・園防災マニュアル【改定版】」(24年3月、教育委員会改定版作成。4年1月までに数度の一部修正あり。)に沿いつつ、地域の町会や住区住民会議、区などの防災関係機関等と連携・協力して、避難所運営訓練なども進めてきた。コロナが生じる以前においては、これらの関係者により対面で実施等されていたが、2年度以降、直接的な参加は難しい例が多く、3年度においても、代表者のみの参加、あるいは、関係会議へのリモート参加のみという例もあったことがうかがえた。</p> <p>4年度に入り、実施の状況は改善しているとのことだが、コロナに対応してきたこの期間では、地域の関係団体においても人の関わり等に状況変化を感じられるところもあり、こうした課題を踏まえつつ取組の再構築が求められる点もあることである。学校・園は、発災時点での子どもの安全確保の場であり、被災後の対策拠点の要になるところでもあることから、地域の関係団体との連携を再び深め、対策を進めることができるように、状況をよく把握しながら取組に努めて行って欲しい。</p> <p>また、市街地再開発等の街づくりにより、通学路上に変化が生じることが想定される場合がある。子どもの通学時の安全確保についても、街づくりに関わる地域との情報交換や協力関係を密にしながら、区等の関係機関へ適切に働きかけ、対処につなげができるよう努められたい。</p> <p>なお、子どもの安全確保や地域の災害対応の拠点となることをはじめ、計画的な施設の環境整備の観点から、各学校・園では、自ら点検を行い、教育委員会事務局関係所管課と連携して対処してきている。関係所管課においては、優先順位を付けて財源配分を行い対処しているものであるが、特に、大規模な修繕等が必要な場合には、その安全性等を含めた専門的な観点等からの学校・園への丁寧な聞き取りや説明に努めていただきたい。</p> <p>(教育政策課、学校施設計画課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)</p>	
所属名	措置状況
教育政策課	<p>令和3年度の避難所運営訓練は、区内5地区のうち4地区(北部・東部・中央・西部)で、感染症対策を講じたうえで一般区民の参加は募らず実施した(南部地区は第七中学校で総合防災訓練を実施)。</p> <p>避難所運営訓練は、地域の方にとっても、災害が起こった際に教員や参集指定職員がどのような動きをするのかを確</p>

	<p>認していただく貴重な機会である。今後も、コロナ禍での訓練実施状況を学校に情報提供するとともに、防災課と協力しながら実施する避難所運営訓練等を通じて、学校と地域との連携を図っていく。</p> <p>市街地再開発等街づくりを行うに当たっては、工事中の一時的な通学路変更、工事車両が増えたことによる歩行の障害、整備後の道路を通行する車両の速度上昇による横断の危険など、通学路上に変化が生じることが想定される。そのため、関係所管から適宜情報を収集し、その情報を関連する小学校へ提供するなど、学校や地域との協力関係を密にし、通学時の安全確保に寄与していく。</p>
学校施設計画課	<p>施設整備に当たっては、毎年度、全区立小・中学校及び幼稚園・こども園からの施設整備要望に対して現地確認及びヒアリング調査を行い、整備方法や予算措置の検討を行っている。今後も、専門的見地からの丁寧な聴き取りや説明に努め、学校と連携しながら計画的な環境整備を進めていく。</p>

(4) 人材の確保について

意 見 ・ 要 望
<p>近年、区立小・中学校等定期監査の結果に関する報告において、意見・要望事項の中で、教職員の欠員に伴う補充対応の難しさの現状や対処等について述べてきている。今回においても、欠員に伴う対応として、副校長等の教員が役割分担しながら学級担任や教科の授業を行っている事例があった。</p> <p>こうした中、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(4年法律第40号。以下「改正法」という。)が成立して4年5月に公布され、また、改正法の施行に伴い必要な改正を行う関係法令として、「教育職員免許法施行令の一部を改正する政令(4年政令第219号)」が4年6月に、さらに、省令及び告示が同月に公布された。これら改正された法令は、教員免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を含むものとなっている。これに伴い、例えば、休眠状態にある教員免許状の扱いに係る制度について、各都道府県教育委員会で定めることとされている。</p> <p>区の教育委員会事務局においては、現在、働き方改革実行プログラムの中で掲げているとおり、教員や副校長の実務を補助する職を含めた会計年度任用職員の配置について、学校を支える人員体制の確保の一環として取組を進めているところである。今後も、教員免許状の対応を含めて、教員の確保に係る東京都教育庁での取組を適時に把握し、また、文部科学省の動向についても注視しながら、可能な方策をさらに工夫して行くよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)</p>

所 属 名	措 置 状 況
教育指導課	<p>令和5年2月に改定した「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」では、「学校業務改善支援の推進」を取組の方向性の一つとしており、業務支援体制の充実や多様な専門スタッフの活用など、教育委員会による学校への人的支援に引き続き取り組む。</p> <p>また、一部の学校で活用を始めた、都の補助事業「社会の力活用事業」は、教員免許状を有しないが多様な専門的知識・経験を有する社会人を登用し、教科の領域の一部を担任させる「特別非常勤講師制度」であり、この制度を令和3年度から利用している。今後も、都・国の動向を注視するとともに、学校のニーズを把握しながら、可能な方策を実施していく。</p>

(5) 子どもの状況変化等に係る対応について

意 見 ・ 要 望
<p>3年度は、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が4月から7月まで及び4年1月から3月までの間で、また、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が4月から9月までの間で、断続的になされた。教育委員会においては、3年度当初に、文部科学省及び東京都教育委員会によるマニュアルやガイドラインを参考に、「目黒区立学校・園 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成した。幼児・児童・生徒の学びの保障と感染症対策の両立を図った教育活動の充実に向け、常に状況の変化を的確に捉えながら必要に応じて改訂することとされており、当該年度では、3回改訂されている。このマニュアルをもとに、学校・園では、その実情に応じて感染症対策に取り組むとともに、学校行事については、参加者の分散化などの工夫により実施したことがうかがえた。</p> <p>コロナへの対策として、マスクの着用、控えめな会話や人との距離の確保が日常的になっている中で、これに伴う子どもの変化も感じられたとのことである。例えば、年齢段階に応じて、マスクを外すことへの戸惑いや、意思疎通において言葉を尽くしていくことが不十分になってしまう言動等も見られた。また、教職員間でのコミュニケーションにおいても、校内全体での共通的な取組に伴った意思疎通を深める機会が少なくなることも感じられた。4年度に入り、コロナをめぐる状況等の変化によって、感染症対策を講じながら、校内で一体となった行事が出来たことで、一体感を共有することの大切さも感じられたとのことである。</p> <p>コロナを契機とした子どもの変化については、各学校・園で受け止められ、確かな学力を身に付け、心豊かに、健やかに成長することにつなげる取組が、今後、教育委員会事務局と連携し、情報等の共有化がされる中で、保護者との良好な関係性の醸成なども踏ま</p>

え、さらに充実して展開されることが期待される。なお、文部科学省では、2年度及び3年度に「新型コロナウイルス感染症と学校等における学びの保障のための取組等による児童生徒の学習面、心理面等への影響に関する調査研究」を実施しており、中央教育審議会初等中等教育分科会において、携わった研究者による結果の発表がされている段階である。今後、どのように文部科学省の具体策等が示されるのか、注視して行く必要がある。

不登校やいじめについては、4年11月に区議会所管委員会で定例的に報告された状況として、人数的な増加がうかがわれるところとなっている。そうした中にあって、各学校・園では、担任教員はもとより、多様な相談につなげられるように、相談機関等との連携に努めているとのことである。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びを充実していくよう、特別支援教育を必要とする子どもの把握も大切となる。

コロナ禍の中で生じた子どもの変化はもとより、生活状況に変化が生じる端緒となるヤングケアラーの把握も含めて子どもの状況を敏感に感じ取り、新たな課題の部分にも適切に対応されるよう、4年3月策定の「めぐろ学校教育プラン」での関連する取組事項の推進を期待したい。

(教育政策課、教育指導課、教育支援課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

所 属 名	措 置 状 況
教育政策課 教育指導課 教育支援課	コロナ禍の長期化に伴い、子どもたちの心身の健康や生活への影響が懸念される中、各学校・園では子どもたちの健康状態を日常的に把握し、教職員と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等が連携を図り、適時適切に対応していくとともに、教育委員会においても学校・園を支援していくことが重要であると認識している。 令和4年3月に改定した「めぐろ学校教育プラン」では、推進施策に「いじめ防止等の対応の充実」「不登校等への対応の充実」「特別支援教育の推進」「学校・園における児童虐待の早期発見・早期対応の推進」等を掲げており、今後も、子どもたちが今日的課題に直面しても安全・安心に学校・園生活を送ることができるよう、学校・園や家庭、地域が一体となって組織的に取り組んでいく。

(6) 毒物劇物等保管場所に係る整備の評価について

意 見 ・ 要 望
毒物劇物の管理に関しては、その不備の状況について、指摘事項や意見・要望事項で述べることが、これまでしばしばあった。教育委員会事務局関係所管課においては、校内の重大事故を未然に防ぐ観点から、学校内に保管している薬品類の適切な管理について、

近年では、28年度に学校長宛て通知し、29年度には、合同校（園）長会、合同副校（園）長会で注意喚起を行い、また、元年度には「理科準備室チェックシート（毒物・劇物等の管理編）」（30年度理科教育推進委員会作成）を学校長宛て配付するなど、取組を積み重ねてきている。

今年度、監査対象の学校においては、教育委員会事務局各関係所管課からの助言等を受けつつ、毒物劇物を保管する理科準備室の整理を含めた積極的な環境整備に努力したことがうかがえた。監査委員による確認の当日までに、一部にあった不備等も解消されており、理科準備室の担当教職員が日程の許す範囲で立ち合う例も多く、薬品の残量と管理簿との突合をサンプル調査した範囲では、相違は見られなかった。

少なくとも、毒物劇物の保管庫とその周辺は整理されており、また、スペース等の制約もある中で、理科準備室全体の整理がされている学校も多かった。整然とした環境の中で、薬品等が安全で適切に管理されることがいかに重要であるかが改めて確認できたところである。今後も、年度を超えて、全ての学校においてこれらの取組が引き継がれていくことを強く望みたい。

（教育政策課、教育指導課、各小・中学校）

所 属 名	措 置 状 況
教育政策課 教育指導課	<p>理科準備室内における毒物・劇物については、教職員が毒物・劇物の管理の重大性を十分に理解したうえで、定期点検の確実な実施や記録の徹底等、適切に管理することが重要であると認識しており、例年、毒物・劇物管理担当教員を対象に、「理科準備室チェックシート」を活用したeラーニングチェック研修（悉皆）を毎年4月に実施しているほか、監査対象校に対し、理科室運営支援員が年2回学校を訪問している。今年度においては、合同校・園長会で改めて管理の徹底を促すとともに、数度にわたる理科室運営支援員との打ち合わせの中で過去の指摘事項等を再確認し、より適切に点検を行うよう努めた。今回の監査結果は、各監査対象校が毒物・劇物の適時適切な管理に努めた成果であると捉えている。</p> <p>監査対象校に限らず、全区立小・中学校が毒物・劇物の管理を確実に行えるよう、継続的に学校訪問を実施するなど、引き続き指導・助言していく。</p>